

教育委員会教育長庁達第2号

教育委員会事務局  
各教育機関

堺市教育委員会事務決裁規程（平成14年教育委員会教育長庁達第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

堺市教育委員会  
教育長 栗井明彦

第3条第1項中「課長補佐、主幹、主任指導主事」の次に「指導主事」を加える。

第5条第1項の表課長の項中「主任指導主事」の次に「指導主事」を加える。

第10条各部長共通専決事項を定める部分中第27号を第28号とし、第20号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 行政機関等匿名加工情報の作成、提案に対する審査に関すること。

附 則

この庁達は、令和6年4月1日から施行する。